

第5回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時：H30.1.18(木)14:35 - 15:13

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員
(10名)

事務局 稲垣企画法務課長、長崎法務監、服部班長

資料：第5回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議
事項書

資料1 三重県議会基本条例の改正案（正副座長案）

資料2 現行の議会基本条例の活用等に関する意見と検討の方向性（案）

参考 三重県議会基本条例

< 議事概要 >

委員：ただ今から、第5回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を開催する。前回12月22日の会議では、今回、危機管理条項新設等に係る正副座長案をお示しすることとなっていた。お手元に配付のとおり「危機管理条項の新設」及び「議会基本条例活用検討の方向性」に係る正副座長案を作成したので、事務局から説明させる。

事務局：資料1から説明させていただく。三重県議会基本条例の改正案（正副座長案）大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定の新設である。表にまとめた。左の欄が条文で、2項立てを考えている。まず一つ目、大規模な災害その他の緊急事態への対応。議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。この趣旨は、第1項で大規模な災害その他の緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応に関し規定をしている。緊急事態の発生時において、議会は、応急対策や復旧等に係る議案の審議・議決を迅速かつ的確に行うなど、議事機関としての本来的な機能を果たすほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うことにより、早期の災害対応等の実施に資するものとする趣旨である。議会の役割を踏まえた必要な対応、例えば、県災害対策本部等からの情報収集や地域の実情を踏まえた県民ニーズの

把握と集約。それらの情報等を踏まえた県災害対策本部等への提言や国への要請の実施。それから、議会のネットワークを生かした他の都道府県議会等との連携・協力体制の構築。こういった対応を図ることが想定されるものが1項目。第2項目。議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。この趣旨は、第1項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化等を講ずるよう努める旨を規定しているものである。第1項の対応を迅速かつ的確に行うためには、緊急事態の発生時においても、議会の機能を維持し、議会活動が早期に実施・再開できる体制や議会と県災害対策本部等との連絡・調整関係について整理しておくことが重要であるという趣旨である。具体的には、議会としての当面の対応に関し協議・調整を行うための組織の在り方に関する検討。あるいは、発災時における議会、議員・事務局職員を含めての対応マニュアル等の見直し。それから、平時における訓練の実施を想定している。なお、欄外に で書いてあるとおり、「大規模な災害その他の緊急事態」とは、地震・津波・風水害等の自然災害のほか、大規模な事故や他国からの武力攻撃など、県民の生命・財産を脅かすおそれのある緊急の事態を指すと考えている。「議会の役割」につきましては、議会基本条例第2条の基本理念及び第3条の基本方針並びにそれらを踏まえ各条に規定される事項を指すものと整理している。2ページについては、他県の議会基本条例における災害に関する規定で、宮崎県、徳島県、山形県、山梨県に記載がある。宮崎県と徳島県については、先程の条例案の第2項にあたる部分、体制の充実強化の部分の規定している。山形県と山梨県については、議会の役割を規定している。今回お示しした正副議長案においては、1項2項について議会の役割とそのための充実強化という形で、2項立てで正副議長案として整理したものである。これが議会基本条例改正案の新設の規定である。

続いて、資料2の現行の議会基本条例の活用等に関する意見と検討の方向性案である。資料に基づいて説明させていただく。まず、議員の定数及び選挙区第6条の2に関するご意見については、議員の定数及び選挙区の見直しに当たっては、第三者機関を利用することを検討してはどうか。あるいは議員定数及び選挙区の考え方について、整理すべきではないか。検討の方向性案としては、必要に応じて附属機関等の設置も検討する。次に、附属機関の設置第12条それから調査機関の設置第13条、検討会等の設置第14条についてのご意見につい

ては、各機関について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。検討の方向性案としては、各機関の積極的活用について、代表者会議等を通じて、各会派及び各議員に周知を図る。次に、議員間討議第15条についてのご意見については、議員間討議について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。検討の方向性案としては、議員間討議の活用について、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。裏面2ページ、政務活動費第17条に関してのご意見については、政務活動費について、考え方を整理する必要があるのではないかと。検討の方向性案としては、政務活動費に関しては、引き続き代表者会議等で検討を続ける。次に県民の議会への参画の確保第18条と委員会等の公開第20条に関するご意見は、請願者の意見陳述の機会の確保について検討してはどうか。検討の方向性案としては、請願者の意見陳述の機会の確保に留意した上で、参考人招致等の制度を適切に活用するよう、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。最後、広聴広報機能の充実第19条に関する意見としては、議会だよりの発行の仕方やデータ放送に関して検討をしてはどうか。検討の方向性案としては、具体的な検討の方向性については、広聴広報会議での議論に委ねる。という形で頂いた意見についての検討の方向性について整理した。事務局からは以上である。

委員：それでは事務局から説明を頂いたが、資料1の大規模災害の議会対応について意見があればお願いします。

委員：文言にすればこんなものなのかなという感じはするが、やはりこれは努力義務なのか。

事務局：今のところ他府県のものを参考にしており、努力義務という形で整理をしている。この会議の中で検討、議論を頂きたい。

委員：1つの条文の中に2つ項目があり、2つ目の充実強化等は当然努力して努めるものだと思うが、最初の方は議会の役割を踏まえて必要な対応は努めるというよりは責務を有するのではないかと思うがどうか。

委員：今、委員からそういう発言があったが、他にいかがか。

委員：私も同じことを思い、今、参考資料の議会基本条例に努めるというところをマーカーしてみたところ、よくよく読むと努力規定の努めるとやるようにしようよねという努めがある。例えば、16条とか24条というのは研修及び調査研究に積極的に努めるものとするというそういうものの努め。励まなきゃいけない。24条についても議員の政治倫理のところでは識見を養うよう務めなければならない。これは、努力ではなくてやるようにしなさいよというそういうところで読み込むとそういう意味にも1項はとれると今悩みながらではあるが、もう少し歯切れが悪いので1項についてはもう少しストレートに必要な対応を図るとか、明確に書いてもいいのではないかと。2項については体制の充実強化が議会だけでできない部分があるとするならばここは努力規定でも仕方が無いのかなというところを思ったところである。

事務局：2項の方で、委員、委員の方から意見があったように2項の方で一応努めるものとして書いてあるので、1項の方で語尾を行うものとするともう少し明確に語尾を変えることも可能と考えている。以上である。

委員：たたき台として出していただき、1項目は調査活動をしなさいもしくは規定も含めていろいろ書かれているし、2項目は体制の強化ということで組織をある面ではこういうのを作るということである。両方他の県議会のところもいろいろ取り入れてたたき台を作って頂いたということあるので、1回持ち帰って検討させてもらったかどうか。

委員：プロジェクトに入っていない会派もあり、具体的な条文になってくると議会基本条例の改正をするかしないか直結する話であるので、他会派も含めて一度、座長、副座長の方で聞けない会派の意向も聞いて頂く必要があると思うし、このプロジェクト以外の議員に周知し議論する時間が欲しいというところもあるので、持ち帰りという形でお願いがしたいが、その時に1項については必要な対応を行うものとする書き換えたものでやるのかどうかだけ、今日決めて頂きたいと思うがどうか。

委員：他にいいか。

(「はい」の声)

委員：それでは一度各会派に持ち帰ってご議論を頂く。その前に 委員と 委員また 委員からも話があったように第1項の努めるものとするという書きぶりだが、これを行うものとするといわゆる努力義務から責務という形に表現を変えろということ、これで各会派に諮るということ、いかがか。

(「はい」の声)

委員：よろしいか。そのように書き直して各会派に一度検討頂く。この大規模災害の条項については次の会議になるのでよろしく願います。それでは、資料2で説明があった現行の議会基本条例の活用に関する意見等で、正副座長により検討の方向性案を出させて頂いた。不満なところもあると思うが意見があればよろしく願いたいと思う。

委員：2つある。1つは裏面2ページの請願者の意見陳述の機会の確保で、今の参考人制度を周知徹底して有効に活用するようにということでまとめて頂いてある。その意図はよくわかるが、請願者陳述を委員会において位置付けるという文言も入れて位置付けることが、私は必要だという意見をもっている。2つ目は広聴広報機能のところ、これは広聴広報会議に委ねること、いいと思うが、先日議会運営委員会で視察をされた議会、2つ視察をされて大変素晴らしい議会だった。私は行ってないが議会報の作り方や発行の仕方なども含めて、議会運営委員会で視察された先行事例を吸い取れる機会があればいいと思っている。広聴広報だけではなく一般質問の時間などいろいろ調査をして、個人個人での聴き取りでもあるかと思うが、先行しているところ評価が出ているところ、それがここに当てはまるかどうかはそれぞれのところで論議すべきだと思うが、参考にするのもいいのではないかと思う。ただ、私は議会運営委員会の視察に行っていないので議会運営委員会でそのことを俎上に載せるのかわからないが、この広聴広報機能のところも広聴広報会議へ言うて頂くことがあればいいな。これは意見なのでこの場でそれがどういうふうな形で処理するのかをここで言うことではないかもしれない。

が、そういった実態があって議会の先進県視察で行かれたということなので、どうなのかなと思った。

委員：事務局、もしわかったら教えて欲しいのだが、請願者の意見陳述の機会というのは請願者は参考人と呼ばれるという形になるのか。

事務局：委員会の方で参考人招致という形で呼ばれるという形になる。

委員：となると18条2項の方では参考人という言葉が入っていて、それに対応の右側の方にも参考人招致等の制度を適切にと書いてあるとすると、一応条例上は書かれているという認識になる。そういう中で、これもわかればいいが、請願権というのは当然何人も持っているわけだが、その請願権を有している者に意見陳述する機会を確保しなければいけない度合いというかな。例えば、監査の関係でいくと意見を聞かなければならないと規定されているが、少なくとも請願については請願者の意見を必ず聞かなければならないという制度は何もないと理解をしている。その理解で間違いはないか。

事務局：請願者に対する機会の確保が義務かどうかについては、直接的な答えになるかわからないが地方議会の研究会の書籍の中で基本的な考え方として読むと委員会における請願の審査は請願文書によってまず行うと。これで不明なところがあれば、議会事務局の書記の方が保管している請願正本によって行うと。それでも、不明なところがあれば請願紹介者議員、または請願者の出席を求めるということになる。参考に委員会が請願書や請願紹介者議員の説明で概要を十分理解できないとかあるいは請願者から直接に概要を聞く必要がある場合に委員会の議決に基づき出席を求めるとというのが参考人制度という形になる。

委員：私も何回も委員長をしたが、明確な内容で理解したことがなかったので、多分このことを今の委員長会議等通じて各委員長に周知を図るとか委員も含めて。まず、そこが大事と感じたので今の問題提起としてはよくわかるし趣旨も。まず、そういうことがどれくらい必要なのか、今の説明の部分を我々議員自体がもう少し理解しなければならぬと強く思ったので、対応としてはこういうところしかないのかなと思う。

委員：制度の中で参考人という形が利用できると説明があった。これはその通りだと思っている。それに加えて、私たちの思いとしては開かれた議会という方針を貫いていくにあたり請願者の意思を尊重するという意味でそれを周知徹底ということの中に十分に配慮して頂きたいという考え方をもっていくことが必要という意味で、そこに請願人のことを意見陳述というものを別個としておくことがいいかなという要望として言わせていただいた。けれども周知徹底してそういう意識をもつ中で、参考人招致をしていくというのであれば、皆の意識の問題なので有効に物事が進むように、そして請願権を大事に市民参加、県民参加を大事にするという意味合いを全うしていけばいいと思っている。そういうことが意味合いとしては要望としてはある。

委員：この請願者の件だが正副座長の中でもいろんな議論して今事務局の方から説明をした3点。1点目は、請願文書で委員会の方で確認をするということ。それでももう少し詳しくという場合には、紹介議員を通じてその内容についてご確認する。そして最後に請願者を参考人として招致をする。こういう3つのルールに則って委員会で諮って検討することになっているので、このルールがあれば委員の言われることも十分対応できるのではないかということで正副座長でこんなふうにかかせてもらったが、これでどうか。ご理解頂けるか。

委員：鳥取か京都で請願の紹介議員に全部説明させる議会があった。紹介するのなら説明する責務がある。能力がなければ紹介したらいけない。議員を鍛えるという意味でも結構いいと思う。

委員：政務活動費の考え方の整理に関して、引き続き代表者会議等という等の中に議会改革推進会議も入っているのか。

事務局：そこは、どこでやるかは協議して頂ければと思っている。この場がそういうことを検討する場と設定されているのかと言われると、それは協議の中でここで協議することに決定して頂ければいい。どこの会議でなければならぬということで書いたつもりではないと理解頂ければと思う。

委員：代表者会議で議論をして議会改革推進会議の方でこれを検討しなさいと向こうから諮問をうけるようならこの場でやることになる。そうでなく、例えば別にワーキングを作って、そちらで議論するというのであればそうなるという理解でいいと思う。

委員：委員の方から議会運営委員会で他県や他所を訪問されて、広聴広報について三重県議会よりも進んだ活動をしているという発言があったが、参加された委員の方々から何かあるか。

委員：そんなに強烈な印象は受けてなくて特に広聴広報に関してはそんなに先進的な話を聞いたという記憶がない。1回、議運の委員長に確認してみる。

委員：私も議運のメンバーで参加をさせてもらったが、どちらかという三重県議会の広聴広報会議の活動をそのまま真似てるような印象を受けて、三重県議会の方が進んでいる感じを受けて帰ってきた。多分委員も同じようなことを感じたので、あんな発言になったと思うが、とりわけそんな目立った活動ではなかったように思う。

委員：資料を見せていただき、議会報に表決の×、これもかつてから議会報の研究会やそういうところでは、掲載についての論議があったりする。それは、全国の流れでそういうのが取り上げられているところであるとか、配布の仕方の問題も三重県はデータ放送のことがあるが、配布の仕方も戸配が中心になっていることも含めて話し合っていくことだが、そういうところもデータ放送に関しての問題点というか大事にしていることは何かちょっと違うと私は聞かせて頂いた。そういうことも含めているんな資料を集めて参考にといいことで、いい論議ができればいいと思う。

委員：広聴広報会議でこのことを座長にお願いをして、しっかりと議論をしてもらう方向で進めていきたいと思う。他にいかがか。それでは大体意見は出たようなので、現行の議会基本条例の活用に対する方向性ということで検討の方向性案を出させて頂いたが、この方向で進めていくことでご理解していただけるか。

(「はい」の声)

委員：そのような方向で進めさせて頂くのでよろしくお願ひしたいと思う。それでは、大規模災害については各会派に持ち帰って頂いて検討頂くことになった。次回の会議だが予定している日程がなかなかタイトな日程になっており、2月19日か20日を考えているが予定を確認してもらえないか。その前に最終的な締めをするスケジュールを議会事務局の方で案があれば示していただきたい。

事務局：今想定しているのは、次回2月19日か20日あたりでこういう形で進めるというのを決めて頂き、そこでできれば報告書案も一緒に協議して頂きたいなど思っている。もし、そこで会派に持ち帰ってもう一度ということになれば、3月にもう一度会議を開いてそこで最終決定するという段取りで進めていけないかと考えている。最終的には3月の始めあたりで決めて頂ければと考えている。

委員：最終は議会改革推進会議の総会に諮って決まるのだが、それが3月19日。これが一番最後になると思う。それを想定すると議会改革推進会議役員会に諮らなければいけないので、それが3月7日。もう1つ戻ってこのPTの議会改革の決定をするのが3月2日。この決定をするためには19日か、20日で今の議論をまとめ、26日に最終報告をまとめるというように進めていきたいと思う。19日にはこの方針をまとめないということか。

事務局：19日には方針をまとめて、それを基に最終報告書案を2月26日に示して最終3月2日に決定するイメージとなっている。

委員：もう一度確認するが、今日持ち帰った結果を19日にまとめる。26日にそのまとめたものを提案して3月2日のPTでそれを決定する。7日には議会推進会議役員会を開いてもらい、そこで報告をする。3月19日に議会改革推進会議総会を開いて会長の方から諮ってもらう。そういう方向で今後取り進めさせて頂くのでよろしくお願ひする。それでは2月19日に決定させてもらってよろしいか。予定から行くと、時間は何時になるのか。

事務局：一応、午後からと想定している。

委員：午後1時でいいか。

事務局：3時すぎくらいまで議案聴取会がこの日は予定されている。議案聴取会終了後になるので、3時過ぎあたりと思う。

委員：2月19日の議案聴取会が終了した時点、3時以降に集まって頂くのでよろしく願います。以上で本日の会議は終了する。